

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う 公職選挙法施行規則の改正について（概要）

1. 改正の趣旨

- 放送法等の一部を改正する法律により、旧放送関連四法（放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法）による放送事業者の区分が再構成されたことから、当該放送事業者の区分を引用している公職選挙法施行規則（以下「公選則」という。）の規定について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 現行の公選則において、旧放送法の「一般放送事業者」を用いていた箇所について、改正により当該事業者区分が消滅することから、同じ範囲を示すものとして、「基幹放送事業者（公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。）」との文言に置き換える改正を行うもの。
- 対象箇所：公職選挙法施行規則別記第28号様式の11備考2及び6

3. 施行期日

6月30日

- ※ 放送法等の一部を改正する法律による公職選挙法及び公職選挙法施行令の改正法令の施行と同日。